

JLA「図書館の自由」セミナー

2002 年のセミナーは終了しました。

記録は『現代の図書館』41 巻 2 号(2003.6) pp101~118 に掲載しています。

「図書館を利用する権利の法的位置付け－図書館所蔵資料の閲覧請求を中心に」

講師 奥平 康弘氏

今年 2 月に確定した東大和市立図書館の『新潮 45』閲覧禁止裁判で裁判所は、公立図書館を憲法の保障する「知る権利」の枠組みの中には位置付けず、図書館の設置者(地方公共団体)に大幅な提供制限の裁量権を認めました。

9 月 24 日には、最高裁判所が柳美里さんの小説『石に泳ぐ魚』の公表差し止めを認めました。しかし図書館への提供制限の請求については既に一審判決(1999 年 6 月)で斥けられ、確定しています。

アメリカ連邦裁判所は 1992 年に、公立図書館を利用する権利は情報を受け取る権利の中心的位置を占めると判示しました(いわゆる「クライマー事件」)。セミナーでは、これら米国の事例もふまえて、図書館と憲法が保障する権利との関係性を論じていただきます。

皆さんといっしょに図書館界としての課題や対応を検討・論議したいと考えています。

日時:11 月 11 日(月)18:15-20:30

会場:日本図書館協会2階研修室 東京都中央区新川1-11-14

(((地図: <http://www.jla.or.jp/kaikan.htm>)

講師:奥平康弘(東京大学名誉教授・憲法)

主催:日本図書館協会図書館の自由委員会(Tel:03-3523-0811)

参加費:500 円(資料費込み)